

庄原市の行政経営改革に関する答申

平成 1 8 年 3 月

庄原市行政経営改革審議会

目 次

はじめに	1
1. 行政評価の推進	
(1) 行政評価システムの構築	2
2. 組織機構及び職員定数	
(1) 行政組織の再編整備	3
(2) 職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）	4
3. 職員給与	
(1) 職員給与等の適正化	5
4. 職員の意識改革及び能力開発	
(1) 人材育成基本方針の策定	6
(2) 人事評価制度の導入	6
5 - 1. 財政の健全化	
(1) 総括的事項	7
5 - 2. 財政の健全化 個別事項（歳入の確保）	
(1) 受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	8
(2) 未利用財産の活用	9
(3) 収納率の向上と入湯税の統一課税	9
5 - 3. 財政の健全化 個別事項（歳出の抑制）	
(1) 補助金の見直し	10
(2) 委託料の適正化	11
(3) 公共工事のコスト縮減	11
6. 民間委託の推進	
(1) 事務事業（施設管理を除く）の民間委託 民間企業（団体を含む）等の活用による効果的な行政運営の推進	12
(2) 公の施設の管理運営形態の見直し（指定管理者制度の導入）	13
7. 事務事業の見直し	
(1) 保育所の適正配置と民営化（指定管理者制度を含む）の推進	14
(2) 小中学校の適正配置	14
(3) 生活交通確保体制の整備	15
(4) 投票所の投票時間の繰り上げ及び投票所の統合	15
8. 事務改善	
(1) 事務手続（補助金申請等）の簡素化（委員からの提起）	16
9. 公社・第三セクター等の見直し	
(1) 西城市民病院の健全経営	17
(2) 公社・第三セクターの運営の見直し	17
10. 市民との協働	
(1) 情報公開と情報提供の推進	18
(2) 意見聴取機会の拡大 施策決定における市民の参画機会の拡大	18
(3) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進	19
(4) まちづくり基本条例（仮称）の制定	20
庄原市行政経営改革審議会・審議経過	21
庄原市行政経営改革審議会・委員名簿	22

はじめに

今日、日本を取り巻く社会経済情勢は、人口の減少、少子・高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化など、その変化を加速し、また、行財政環境においても、国・地方を問わず、依然、極めて厳しい状況が継続している。

地方分権・地域分権の推進が実行段階を迎え、地方公共団体は、分権型社会システムへの転換が求められるとともに、自らの責任において更なる改革を進め、地方自治の新時代に対応できる体質強化と地域実情に即した公共サービスの提供が必要となっており、各自治体とも「経営」という視点をもって行財政改革に取り組み、行政運営の能力向上と効果的な事業執行に努めなければならない。

庄原市は、平成17年(2005年)3月31日に最大の自治体改革・行財政改革ともいえる合併によって誕生したところであるが、過疎化及び少子高齢化の進行、三位一体改革の影響や市税の減収等に伴う一般財源の大幅な減額、社会保障費をはじめとする行政需要の拡大など、予想を超えた社会変動の中で危機的な財政状況に至っており、不断の行財政改革が強く要請されている。

こうした中、市においては「顧客志向」「成果志向」「マネジメント発想」という民間経営の視点を重視した「行政経営改革大綱」の策定、加えて職員の意識改革と実践、市民参画と市民との協働による「市民満足度の向上」に努力することを表明され、昨夏、当行政経営改革審議会に対し、行政の課題及び改革の方向について諮問がなされたところである。

当審議会は、諮問の趣旨を重く受け止め、大綱策定の基本方針等を踏まえた上で5回の会議を開催し、提案のあった26項目に関する「現状と課題」及び「方針(案)」について幅広い見地から多角的な意見交換を行い、その結果を「庄原市行政経営改革に関する答申」として取りまとめた。

特に今後の行政運営においては、市民の理解と参画、行政と市民の協働が不可欠である。このために、職員の意識改革と能力向上のみならず、徹底した情報公開を切に要望するものである。

市長におかれては、当審議会の意見・答申を尊重された実効性のある「行政経営改革大綱」並びに「実施計画」を策定し、不断の決意をもって行政経営改革を断行いただき、経常収支比率の改善など、財政の健全化をはじめとする諸課題の克服と「市民満足度の向上」に引き続き努力されることを期待いたします。

平成18年3月24日

庄原市行政経営改革審議会
会 長 吉 川 富 夫

1. 行政評価の推進

(1) 行政評価システムの構築

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

市民の意見を反映できる、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを確立し、限られた行政資源（人・物・金・時間）の効果的・効率的な活用を図ること。

評価結果を計画立案や予算編成、組織・人事に効果的に反映させることが重要であることから、その仕組みづくりに取り組むこと。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価の導入についても検討すること。

方針（案）

(1) 本市に適した行政評価システムを調査・研究し、行政評価実行計画（仮称）を策定する。

実行計画策定に当たっての留意事項

導入目的の明確化及び共有化

職員の意識改革、目的意識の醸成、事業目的・手段の明確化、行政活動の転換、説明責任の確保など

評価対象の検討（どの段階までを対象とするか。）

事務事業評価、施策評価、政策評価

実施主体の検討（誰が評価を行うか。）

内部評価、外部評価

評価時点の検討（いつの時点で評価を行うか。）

事前評価、事中評価、事後評価

(2) 行政評価システムは、段階的に導入するものとし、当面、評価の視点を踏まえた事務事業の抜本的見直しを行う。

抜本的な事務事業見直しの視点

原点に立ち返り、「行政が行うことがあたりまえ」ではなく、「行政がしなければならないことか？」から再検証する。

行政（国・県・市）がしなければならないこと。行政でなければならないこと。（全部又は一部を含め）民間（企業・団体・地域・個人）でできること。民間が行うことが効果的・効率的なこと。等に選別し、役割の明確化を図る。

事務事業ごとに、要する経費（人件費換算を含む。）及び受益者負担等を算定し、コストを明らかにする。

事務事業ごとに、法的根拠等を明らかにする。

（「（行政が）しなければならない。」か「することができる。」か）

(3) 主要施策の成果

平成17年度の「主要施策の成果」については、評価の視点をもって実績及び課題整理を行う。

2．組織機構及び職員定数

(1)行政組織の再編整備

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

社会経済情勢の変化や新たな行政課題、住民の多様なニーズに対応するため、より迅速な意思決定システムや合併のスケールメリットを考慮する中で、課・係等の統合を含め、機能的・効率的な組織の見直しを図ること。

合併のメリットである組織の集中化・簡素化を推進すること。ただし、支所機能の維持についても十分に検討すること。

方針（案）

(1) 総括的事項

事務事業の総点検（別に検討予定）を行う中で、行政がすべきこと、民間で行うことが適当若しくは効果的な事項について抜本的に見直し、併せて行政組織の再編・整備を行う。

課・係の設置については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に沿って見直す。

(2) 職員配置

平成22年4月の目標定数を踏まえ、「4年後のあるべき職員配置」を設定する。

本庁には、本庁機能の業務と庄原支所の業務を行う職員を配置する。

各支所には、支所業務を行う職員を配置する。

本庁については、平成18年4月において「4年後のあるべき職員配置」を基本として職員を配置し、本庁機能の充実に向けた体制を整備する。

支所については、平成18年4月において「4年後のあるべき職員配置」に比べ1～8人多い職員を配置し、今後の退職者等を踏まえ、段階的に減員する。

権限移譲に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえ、別に検討する。

(3) 組織・機構

広大な区域面積を考慮し、当分の間、支所を継続設置する。

国の動向を踏まえながら、助役・収入役の設置、行政委員会のあり方及び生涯学習分野の市長部局への移管などについても検討を行う。

現状や特定課題等に応じて、課・係の新設や統合、分離検討を行う。

職員を配置している施設の管理、運営、活用等についても見直しを行う。

(4) 支所

戸籍・住民票・証明書交付等の窓口業務のほか、福祉、医療、健康推進などの分野については、原則として現行機能を維持する。

他の分野については、所管区域の特定業務のほか、相談、確認、連絡、調整など、住民への直接的な対応機能を維持する。

職員数・組織に応じて、事務分掌、決裁権限等の見直しを行う。

教育課を廃止し、本庁直轄の係設置とする。

ただし、東城地区及び学校統合が終了していない西城・比和地区については、当面、支所教育課を置く。

(2)職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

合併の効果（期待）として、職員の減少による行政経費の削減が掲げられており、さらに、経常収支比率が99.8%（平成16年度決算）という状況を真摯に受け止め、職員数の削減に努めること。

適正な定員管理を推進するため、高年齢職員の勧奨退職制度を継続するとともに、世代間のひずみが生じないように、適正な管理に努めること。

各年度の目標定数は、「以内」という表現になっているが、各年度の目標数値にこだわらず、前倒しを含めた積極的な職員削減に努めること。

職員採用は退職者数の3分の1の採用を限度とすること。

方針（案）

- (1) 目標定数は、総職員数（西城市民病院の病院技師職を除く。）をもって設定し、職種別・会計別及び本庁・支所の配置人数等については、毎年度、見直しを行う。
- (2) 勧奨退職制度を継続実施する。
- (3) 職員採用は3分の1採用を基本とし、5年後の目標定数は598人以内とする。なお、当面、保育士・調理員の採用は行わない。
- (4) 権限移譲に伴う職員は、移譲事務交付金の範囲において別に設定し、目標定数に含めない。
- (5) 各年度の目標定数（各年4月1日）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
目標定数	653以内	646以内	631以内	616以内	598以内

- (6) 年齢階層の均衡を図るため、採用年齢を引き上げる。
- (7) 施設の指定管理・民間委託を推進する。

目標定数の理由

- (1) 広大な市域・支所設置の必要性等を考慮するとき、退職者不補充は、住民サービスの低下を招く恐れがあること。
- (2) 職員構成のバランスを考慮する必要があること。
- (3) 5年後において、合併前からは122人（16.9%）の減員、合併後からは69人（10.3%）の減員となり、国の指針（4.6%以上）を上回ること。
- (4) 厳しい財政状況を考慮し、財政計画（推計）との整合を図ること。

3. 職員給与

(1) 職員給与等の適正化

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

（国家公務員の給与水準を100とした）ラスパイレス指数が100を下回るだけでなく、市全体の危機意識をもって職員給与等の削減に努めること。

厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているとの批判があることも踏まえ、給与改定に当たっては地域の民間給与の状況をよりの確に反映し、職員給与と民間給与の比較方法等を検討すること。さらに、年功序列による給与制度の見直しを図り、能力主義による評価制度を導入すること。

方針（案）

- 人事院勧告及び給与構造改革（地域手当の新設、人事評価（実績評価）に基づく昇給及び勤勉手当支給の制度化）に準じて給料水準を見直す。
- 「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」の制定（17年12月制定済み）及び公表の実施

参考（人事院勧告及び給与構造改革）

(1) 基本的な考え方

職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与の上昇を抑制し、職務・職責や勤務成績に応じた給与システムを構築する。

公務員の給料水準を引き下げたうえで、民間賃金における地域格差を踏まえ、民間賃金が高い地域の公務員には、地域手当を支給する。

年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料構造への転換を図る。

勤務成績をよりの確に反映し得るよう昇給制度、勤勉手当制度を整備する。

(2) 改革すべき事項

給料表の見直し（18年4月施行）

地域別の官民格差の3年平均値を参考として給料表の全体水準を平均4.8%引下げる。

地域手当の新設（18年4月施行）

民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給する。（庄原市は対象外）

勤務成績の給与への反映（18年4月施行）

ア 職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入

イ 勤勉手当への勤務成績の反映

管理職手当の見直し（19年度から）

管理職手当を定率性から定額制に移行する。

4．職員の意識改革及び能力開発

(1) 人材育成基本方針の策定

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

政策形成能力、法務能力、専門的な知識や技能など職員の多様な能力の開発に向けて、職員研修を充実するとともに、職員の自主的な研究・学習活動を支援し、市民ニーズを把握しながら自ら考え自ら行動する職員、プロ意識をもった行政職員を育成すること。

方針（案）

- (1) 人材育成を、職員の採用から、異動、昇任、研修、評価までのトータルなシステムととらえた、総合計画としての人材育成基本方針の策定（18年度）
- (2) 職員の意識改革のための必要な研修・評価の実施
- (3) 「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の研修及び勤務成績の評定の状況について公表

(2) 人事評価制度の導入

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

改革を担う職員の育成を図るためには、努力が報われる給与制度の導入などの改善が必要である。

能力給制度の導入は、責任、権限、評価の連動とともに、評価の客観性などを含め、慎重に検討すること。

方針（案）

平成18年度から管理職員を対象として試行的に実施し、試行の結果を検証後、本格実施に向け制度を確立する。

評価者研修等を実施する。

評価にあたっての留意点

- (1) 管理者と職員との間で仕事の内容やスケジュールを確認した上で、仕事の結果を振り返って判定する。
- (2) 評価期間の初めや終わりに、管理者と職員の円滑な意思疎通の確保の観点からも両者の面談を行う。
- (3) 評価にあたっては、職員からの自己申告を得つつ、複数段階の評価者により行う。
- (4) 職員の自己啓発や人材育成に活用する観点からも、評価結果を職員本人に開示していく方向で対応する。
- (5) 評価の手順や面談の技法等についての評価者研修を行う。
- (6) 個別の評価結果に関する苦情については、評価プロセスにおける対応を重視しつつ、評価に関する職員の苦情に対処する仕組みを整備する。

5 - 1 . 財政の健全化

(1) 総括的事項

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

市の経常収支比率が99.8%（平成16年度決算）という危機的状況を、議員を含め全職員が再認識し、財政健全化の取り組みを早急に実践すること。

次年度の予算に反映できる財政計画を策定すること。

方針（案）

- (1) 歳入の増、歳出の減に努め、財政の健全化を推進する。
- (2) 次の視点をもって平成18年度に「財政計画」の見直しを行う。なお、経常収支比率の目標を設定（90%～85%）した場合の、歳入と歳出の乖離を明らかにする中で、長期的展望を踏まえた状況を市民に公表し、理解を得る。
 - 事務事業の抜本的見直し
 - 職員削減による人件費の見直し
 - 民間委託の推進などによる施設維持費等の見直し
 - 補助金の整理合理化
 - 内部事務経費の見直し
 - 適正な受益者負担への見直し
 - 廃止を含めた公の施設の総点検
- (3) 公債費適正化計画に基づく、実施計画と整合した計画的な起債発行（発行額の抑制）、繰上償還の実施、交付税措置のある有利な起債の選択。

5 - 2 . 財政の健全化 個別事項（歳入の確保）

（1）受益者負担の適正化（施設使用料を含む）

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

受益者負担の公平性の確保と、使用時間の単位統一など、市民に分かりやすい使用料の設定に留意し、調整すること。

方針（案）

（1）総括的事項

合併時に統一されたもの等については、当面、現行のとおりとする。

水道料金（上水道）及び下水道使用料については、合併協議における確認事項のとおりとする。

前記使用料等についても、厳しい財政状況、維持管理経費、利用状況等を踏まえ、平成20年3月までに見直しを検討する。

（2）施設使用料

使用料の金額・区分・単位等について見直しを行い、遅くとも平成20年4月から適用する。

多額の維持管理経費を要する大規模施設等については、有料を基本とする。

使用料の金額は、施設の設置目的、利用促進、維持管理経費、社会通念上の利用者負担、他市の例等を踏まえ、施設に応じた適正な設定を行う。

なお、同一目的・類似施設であっても、施設の規模・水準・建築年次、利用形態、立地場所等を勘案し、差異を生じることには不合理がないときは、金額の統一にはこだわらない。

同一目的・類似する施設については、原則として、区分・基準等の統一を図る。

- ・ 無料、有料、一部有料
- ・ 市民の使用、市民以外の使用
- ・ 設置目的での使用、目的外使用（判断基準の明確化）
- ・ 一般目的、冠婚葬祭目的、営利商業宣伝目的
- ・ 使用者の年齢
- ・ 使用時間 など

使用時間の区分は、「1時間当たり」を基本とする。

(2) 未利用財産の活用

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

未利用(普通)財産の有効活用により、維持管理経費の削減を図るとともに、売却、貸付等による自主財源の確保を図ること。

方針(案)

- (1) 普通財産、休所・休校となる保育所・小中学校の跡地活用について、その可能性を計画的に調査・検討する
- (2) 設置目的が効果的に果たされていない公の施設(利用実態、経費等から一定の基準を定め判断する)も対象として、売却、貸付、交換等を含めた利活用を検討する。
- (3) 合併前の市史・町史など、完売に至っていない図書類について、一定のストックを確保した上で、販売促進に努める。
- (4) 市が所有する物品、機械器具、工芸品等について、売却の可能性、売却処分を検討する。

(3) 収納率の向上と入湯税の統一課税

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

補助金を交付しない等のサービス制限のみにとどまらず、組織体制の強化や法的措置にも留意し、収納率の向上を図ること。

方針(案)

- (1) 組織の見直しを含めた徴収体制の強化を検討する。
- (2) 市税等の科目にかかわらず、滞納者に対する行政サービス制限の検討を行う。
- (3) 平成18年度から、市内全ての温泉施設を対象に課税を行う。
1人1日150円。ただし、日帰り客は、1人1日50円。
市が設置する温泉施設は、外税方式により課税。

5 - 3 . 財政の健全化 個別事項（歳出の抑制）

(1) 補助金の見直し

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

行政の責任分野、負担のあり方、行政効果等の視点により見直しを行うこと。

多額の補助金を支出している状況を、市民へ積極的に情報公開し、見直しへの理解を求めること。

方針（案）

(1) 総括的事項

すべての補助金について、廃止を含めた見直しを行う。

補助金の趣旨・内容等を精査し、委託料・負担金等が適当なものは、科目を変更する。

委託料等が適当なものは、委託先の選定・類似事業との費用比較を含め検討する。

合併協議で「当面、現行のとおり」とし、基準・金額の統一が図られていないものは、遅くとも平成20年4月から統一する。

交付要綱等を定めた補助金であっても、予算枠の設定のほか、年度を定めて単価・要件等の見直しに努める。

団体に対する補助金については、申請書及び予算・決算資料等により、事業補助金と運営補助金を明確に区分する。

(2) 事業補助金

交付要綱等を定めていない「まちづくり活動」等の支援補助金については、年度ごとに予算枠を設定し、対象事業・補助金額の決定方法を検討する。

継続的な政策補助金については、原則として個別交付要綱を制定し、終期を設定する。

(3) 運営補助金

運営補助金については、規模・設立目的・活動内容など、形態が多様であり、詳細調査を行ったのち、別に検討する。

(4) 償還助成金

債務負担行為の設定を行なう。

既に債務負担を設定している補助金についても、団体・法人の経営努力を求め、見直しに努める。

(2) 委託料の適正化

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

委託事業を精査の上、事業の適否を判断し、経費節減に努めること。

入札参加業者数を増やし、競争原理によって委託料の抑制に努めること。

方針(案)

次の視点をもって事務事業の総点検及び見直しを行い、経費の節減に努める。

- (1) 「事業ありき」「業者ありき」ではなく、事業継続の適否、他の委託先についても検討する。
- (2) 同様・同種、同一の委託先で、複数の課が委託している経常的な事業については、一括契約等を検討する。
- (3) 職員の技術・能力の向上に努めるとともに、職員対応の可否、委託経費との比較検討等を行う。
- (4) 公の施設の管理については、委託基準を統一する。(指定管理者制度の導入において、一部、整理済み。)

(3) 公共工事のコスト縮減

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

公共工事コストの縮減に対する共通認識の徹底を図り、入札制度等の改革により、一層のコスト縮減を図ること。

公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、情報公開をはじめとする更なる適正化の取り組みを推進すること。

入札に関する情報は、予定価格等だけでなく、その結果もインターネット等を活用して公開し、コスト縮減に対する市民のチェック機能をもたせること。

方針(案)

旧庄原市のコスト縮減計画の内容を見直し、新市のコスト縮減計画と位置付け、引き続き取り組みを進める。(17年度策定)

6 . 民間委託の推進

(1)事務事業（施設管理を除く）の民間委託

民間企業(団体を含む)等の活用による効果的な行政運営の推進

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

事務事業の精査による官と民の役割と責任を明確に示した上で、それぞれの専門性や経験を最大限活かすことのできる合理的なサービス提供システムを構築し、公共サービスの向上に向けて民間委託を推進すること。

方針（案）

- (1) 事務事業の総点検を行うとともに、委託事業の選定、効果額、委託先の選定基準等を含めた基本方針を定める。
- (2) 委託事業は、原則として、職員削減の目標数の前倒し、若しくは目標数以上の削減が期待できる場合に導入する。
- (3) 給食調理業務については、民間委託(市100%出資法人を含む)への移行を基本とし、調理員の採用は行わない。
- (4) 協働の視点で、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の最適化を実践する。

(2) 公の施設の管理運営形態の見直し（指定管理者制度の導入）

当審議会は、提示された現在取り組みを進めている指定管理者制度の導入方針について、次のとおり意見を付します。

公共サービス、事務事業、施設の管理運営などのあり方について、官民の連携によるメリット・デメリットを検討し、従来の業務委託に加え、指定管理者制度など様々な選択肢を活用していくことが必要である。その際、コスト、市民の負担、サービス水準、効率化など、市民の利益が十分反映されているかどうかを評価できるシステムについても検討すること。

基本方針

指定管理者制度の導入により、次に該当する施設は、積極的に導入を図る。

- (1) 住民サービスの向上が図られる。
- (2) 管理運営コストの削減が図られる。
- (3) 設置目的をより効果的に達成できる。

現在の管理形態別導入方針

(1) 指定管理者制度を適用している施設

指定期間満了までは、現行のとおりとする。

指定期間満了後においても、特別の事情がない限り引き続き指定管理者制度を適用する。

(2) 管理委託制度を適用している施設

原則として指定管理者制度へ移行する。

移行時期は、平成18年4月1日とする。

上記の期日に導入できない場合は、指定管理者制度の導入に向けた取り組みを進める。

(3) 直営として管理している施設

指定管理者制度による管理が適当な施設は、制度を導入するものとする。

導入時期は、平成18年4月1日とする。

上記の期日に導入できない場合は、当面直営とし、指定管理者制度の導入に向けた取り組みを進める。

管理運営の見直し方針

指定管理者制度導入の検討に当たって、すべての公の施設の設置目的、業務範囲、管理運営の状況等を踏まえ、抜本的な見直しを行う。

- (1) 設置目的を終えたもの、あるいは公の施設として管理する必要性が薄れたものについては、用途廃止、用途変更、譲渡等を検討する。
- (2) 地元地域の要請により設置し、地元地域と結びつきが強く地元地域が管理することが適当な施設については、諸条件が整い次第、地元移管(譲渡)とする。
- (3) 地元地域との結びつきが強く、地元地域が管理することが適当な施設の管理に要する経費は、原則、地元負担とする。
- (4) 管理委託制度から指定管理者制度に移行する際は、委託料の見直しを行う。
- (5) 直営で管理する施設についても、住民サービスの向上と一層のコスト削減に努める。
- (6) 指定管理者制度を導入してもなお、当初の設置目的を達成できない施設については、廃止・休止を検討する。

7. 事務事業の見直し

(1) 保育所の適正配置と民営化（指定管理者制度を含む）の推進

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

入所児童が減少している施設もあり、行政経費の均衡が図られていない状況にある。
地域合意の状況に応じて、順次、統合を行うこと。

多様な保育ニーズの高まりに対応するため、民営化（指定管理者制度を含む）を推進すること。

方針（案）

(1) 保育所統合については、入所児童数の推移と維持経費を勘案する中で、私立保育所の活用を含め検討する。

(2) 指定管理への移行については、

新たな保育需要へ対応するため、

運営経費が増大しない範囲で、

平成27年度までに1 / 2（10所）程度の保育所を導入対象とし、

一地域に複数所在する保育所を優先的に行う。

ただし、職員数の動向に留意するほか、延長保育や一時保育など、保育機能の充実が必要な施設は、別に検討する。

(2) 小中学校の適正配置

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

統合後の遠距離通学児童・生徒に対する通学方法や支援策等にも留意すること。

方針（案）

(1) 切磋琢磨できる教育環境の中で、社会性・協調性・豊かな心を持った児童の育成を図るため、適正配置を推進する。

(3)生活交通確保体制の整備

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

市民の交通利便性の確保は重要である。利用実態・経費等を市民へ広く周知する中で、効果的・効率的な運営を図るとともに、利用者の増加に努めること。

方針(案)

次の視点をもって、生活交通計画(仮称)を策定する。

- (1) 地域内完結の生活交通バス等について、受益者負担の均一を図るため料金等を統一して有料化し、利用者を限定しない方向で調整する。

計画(案)・・・平成18年10月から、距離別料金により統一する。(100円～500円の間で設定)

- (2) 利用促進に向け、営業努力が期待できる運行形態及び地域協力等を検討する。
- (3) 利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、路線・ダイヤの見直しを行う。なお、利用が極めて低い路線については、定期的バス運行という形態にとらわれず、デマンドタクシー(乗合)へ転換する。
- (4) 地域内完結の生活交通バス等について、要望等に応じて連絡できる路線・運行時間を検討する。

(4)投票所の投票時間の繰り上げ及び投票所の統合

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

投票事務は、密な連絡調整による適正な管理執行が問われ、市職員の事務従事が必要であるが、今後、職員の減少により、事務従事体制が整わない状況が予想される。期日前投票制度が徐々に浸透しており、時間別投票者数の推移を検証する中で、一部投票所の投票時間を繰り上げ、経費の削減、職員による投票事務体制の維持を図ること。

併せて、投票所の統合について、住民の理解と意見を踏まえ検討すること。

方針(案)

- (1) 選挙人の意向を最大限考慮し、投票率の低下を招くことがないよう可能な限りの措置を講じながら、過去のデータを検証する中で、一部の投票所の投票時間の繰り上げ及び投票所の統合を検討する。
- (2) 選挙人の利便性を向上させるため、駐車場が確保されている施設及びバリアフリー施設への投票所の変更並びに投票所の規模の見直し(分割)を検討する。

8．事務改善

(1)事務手続(補助金申請等)の簡素化(委員からの提起)

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

手続の簡素化による住民負担の軽減を図るため、早急に現行の状況を再点検し、改善すること。

方針(案)

(1) 早急に所管課において申請手続き、処理及び提出書類等の状況を再点検し、課題整理を行うとともに、随時、簡素化・改善を図る。

(2) 改善の例

定例的に交付する補助金等については、住所氏名等の記入は担当課で行い、押印のみの申請を可とする方法等を検討する。

添付書類は、必要最小限に留めるとともに、担当者の確認や写しで対応を検討する。

申請の関係様式を見直し、提出書類の枚数を抑えることに等に留意する。

押印の省略について検討する。

9 . 公社・第三セクター等の見直し

(1)西城市民病院の健全経営

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

経営改善による基盤の安定を図り、地域医療の確立と地域包括ケアを推進すること。

方針(案)

- (1) 平成18年度において経営診断を実施し、安定経営に向けた方針、方向性等を明らかにする。
- (2) 収益の増、コストの縮減及び同コストでのサービス向上に努め、地域の中核医療施設として住民福祉に寄与する。

(2)公社・第三セクターの運営の見直し

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

経営課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直しを図ること。また、経営内容についての情報公開に努めること。

方針(案)

- (1) 経営課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直し等に関し、出資比率に応じた対応を図るとともに、個別の改善計画を検討する。
- (2) 同種、同目的の団体等について、統合を含めた効率化を検討する。

10. 市民との協働

(1) 情報公開と情報提供の推進

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

行政コストを含めた行政情報について、積極的な公開・提供を行い、事務事業に関する市民の理解を促進すること。

方針（案）

- (1) 積極的に公開・提供すべき情報の基準及び手法を検討する。
（例 重要施策・計画等の決定経過及び結果等）
- (2) 情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図る。
- (3) 市民との情報共有を推進するため、わかりやすく積極的な情報提供に努める。
- (4) 市民からの情報提供や意見聴取の機会を設定し、発信する情報内容の充実を図る。
- (5) 平成17年度に地域情報化計画（環境の整備計画）を策定し、18年度以降、提供する情報の検討・整理を行う。

(2) 意見聴取機会の拡大

施策決定における市民の参画機会の拡大

当審議会は、提案された方針（案）について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

市民のニーズ、意見等を的確に把握し、施策等へ反映させ、協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定すること。

方針（案）

- (1) 市民の意見を施策等へ反映するとともに、協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定する。
 - ・基本方針を定めてパブリックコメント制度の導入を図る
 - ・ワークショップの募集・設置を推進する。
- (2) 審議会・委員会を設置する場合は、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る。

(3) 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

自治振興区が地域づくりを総合的にコーディネートできる体制と機能の構築に向け、行政において適切な助言並びに支援を行うこと。

地域の声を重視した施策決定に留意すること。

方針(案)

項目	方針(案)
1. 活動促進	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。
2. 活動方針の明確化	地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。 地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。
3. 行政との協働関係	協働のまちづくりを行うための基本理念、仕組みづくり、市民・議会・行政の責任と役割を明確にするため、まちづくり基本条例等を制定する。 地域の自治活動における自治振興区の組織的な役割を明確にし、多様な地域づくり活動を自治振興区の組織に位置づけるなど、地域自治、地域経営の主体として集中化を促進する。
4. 中核的拠点づくり	中核的な拠点機能を担う施設として、モデル的に庄原地域の公民館を自治センターへ移行し、自治振興区による地域づくりを実践する。 参考 公民館数 庄原 8 西城 1 東城 7 口和 1 高野 2 比和 1 総領 1
5. リーダーの育成	活動及び運営に必要な研修会の実施と研修機会を提供する。 自治振興区間相互の交流を促進し、活動状況、組織運営等について研修する機会を提供する。
6. 情報の共有化	自治振興区の計画づくりへの参加と取組み活動を地域住民へ周知する手法を確立する。 行政内部において、自治振興区との連携及び情報の共有化を図る手法を確立する。
7. 組織の再編・整備	将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏等を勘案する中で、自治振興区の適正な規模、再編について、自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。 自治振興区活動交付金の配分算定について、適正規模の視点で調整を図る。

(4)まちづくり基本条例(仮称)の制定

当審議会は、提案された方針(案)について、次のとおり意見を付し、適当と認めます。

市民と行政の協働のまちづくり推進を基本に、市民の意見が反映できる手法で制定に取り組むこと。

方針(案)

基本条例であること、最高法規性を持つことを考慮し、最終的な条例の制定と同等以上に、制定過程において、条例に市民の意思を反映することが前提となる。委員会による方式とし、公募委員、審議過程の情報開示、広範な市民の意見の反映など市民参加のシステムにより制定に向けた作業を行う。

庄原市行政経営改革審議会 審議経過

回数	審議日程	場 所	審議内容
1	平成17年 8 月29日(月) 13:50～16:00	庄原市役所 本館 2 階会議室	大綱策定の方針
2	平成17年12月20日(火) 13:30～17:00	庄原市役所 本館 2 階会議室	職員定数の適正化 補助金の見直し 収納率の向上と入湯税の統一課税 公の施設の管理運営形態の見直し 投票所の投票時間の繰上げ及び投票所の統合
3	平成18年 2 月10日(金) 13:00～16:40	庄原市役所 本館 2 階会議室	行政組織の再編整備 職員給与等の適正化 人材育成基本方針の策定 人事評価制度の導入 保育所の適正配置と民営化の推進 小中学校の適正配置 公共工事のコスト縮減 受益者負担の適正化 自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進 まちづくり基本条例(仮称)の制定
4	平成18年 3 月 2 日(木) 13:30～17:00	庄原市役所 本館 3 階第 3 委員会室	生活交通確保体制の整備 委託料の適正化 事務手続(補助金申請等)の簡素化 財政の健全化 未利用財産の活用 行政評価システムの構築 事務事業(施設管理等を除く)の民間委託と民間企業(団体を含む)の活用による効果的な行政運営の推進 情報公開と情報提供の推進 意見聴取機会の拡大と施策決定における市民の参画機会の拡大 西城市民病院の健全経営 公社・第三セクターの運営の見直し
5	平成18年 3 月24日(金) 13:30～15:15	庄原市役所 本館 3 階第 3 委員会室	庄原市の行政経営改革に関する 答申(案)

庄原市行政経営改革審議会 委員名簿

No.	氏 名	団体所属等	備 考
1	吉川 富夫	県立広島大学 経営情報学部 教授	会長
2	永井 忠司	庄原地域自治振興区連絡協議会	副会長
3	主田 重登	西城地域自治振興区連絡協議会	委員
4	高藤 幸盛	東城地域自治振興区連絡協議会	委員
5	渋川 静真	口和地域自治振興区連絡協議会	委員
6	馬船 輝雄	高野地域自治振興区連絡協議会	委員
7	田中 稔	比和地域自治振興区連絡協議会	委員
8	金光 敏博	総領地域自治振興区連絡協議会	委員
9	菟原 元樹	行政経験者	委員
10	永迫 眞二	(株)ワイエヌエス 常務取締役	委員
11	池田 怜	庄原市総合サービス(株) 取締役	委員
12	尾野 素子	特別養護老人ホーム 相扶園 園長	委員
13	小林 富子	市民公募	委員
14	松本 千工	市民公募	委員
15	吉田 昭	市民公募	委員